

会社が基本協約の締結を拒否！

本部は5月18日、申37号「基本協約締結と団体交渉開催の再申し入れ」に基づく団体交渉を行いました。

会社は、「労使間の協約については、内容について労使が合意した場合に締結するものである。貴側は、労働組合の方針として『主任による報告』を拒否しており、基本協約を締結する前提を欠いているため、基本協約を締結することはできない」と、基本協約の締結を拒否しました。

この、「主任の報告＝主任レポートを拒否しているから、基本協約は締結できない」という会社の姿勢は全くの不当で許せません！

主任レポート反対は労働組合の方針に関わることで、会社からとやかく言われる筋合いではありません。会社の主張は、「拒否という方針をおろさない」と基本協約を締結しない」というものです。

これは明確に労働組合に対する支配介入、すなわち不当労働行為です。

**会社の不当労働行為を許さず、
基本協約締結を勝ち取ろう！**

**会社は不当労働行為をやめろ！
基本協約を締結せよ！**